

国家公務員総合職等行政実務経験者を対象とした 愛知県職員採用選考（6月募集）

2025（令和7）年6月24日
愛知県人事委員会

《求める人材》

国、都道府県、政令指定都市で培った行政実務経験を生かし、
即戦力として、困難な行政課題に取り組む人材

《受付期間》 6月24日(火) ～ 8月21日(木)

《選考日》 9月27日(土)又は9月28日(日)

（第1次選考合格者に実施）

1 選考区分、採用予定人員等

選考区分		採用予定 人員	職務内容
課長級	事務	若干人	課長相当職員として、県の施策方針に基づいて、政策の企画・立案、課題対応等を統括する。
	技術	若干人	
課長補佐級	事務	約5人	課長補佐相当職員として、組織の方針に基づいて、政策の企画・立案、課題対応等の中核を担う。
	技術	約5人	
主査級	事務	約5人	主査相当職員として、組織の方針に基づいて、自ら担当業務に関する施策の企画・立案、問題把握や課題対応等を行う。
	技術	約5人	
主任級 主事・技師級	事務	約5人	組織や上司の方針に基づいて、担当業務に関する施策の企画・立案、問題把握や課題対応等を行う。
	技術	約5人	

〔注〕1 一つの選考区分しか申込みできません。また、申込み後の変更はできません。

2 技術の選考区分で受験する場合、以下の職種から採用を希望する職種を選択してください。

技術職種：ICT、司書、心理、社会福祉、薬剤師、電気、機械、無機材料、化学、環境工学、
農芸化学、農学、畜産、水産、林学、農業土木、土木、建築、造園、獣医師、保健師、
精神保健福祉士

3 申込み後に申込内容の誤りに気付いた場合は、受付期間内に愛知県人事委員会事務局へ御連絡ください。

2 受験資格

(1) 年齢

ア 課長級の選考区分

1966（昭和 41）年 4 月 2 日以後に生まれた人（学歴は問いません。）

イ その他の選考区分

1964（昭和 39）年 4 月 2 日以後に生まれた人（学歴は問いません。）

(2) 職務経験

2025（令和 7）年 3 月 31 日現在で、国、都道府県又は政令指定都市における以下の職務経験を有する人（現職であることは問いません。）

選考区分	国家公務員 総合職（旧Ⅰ種）相当	国家公務員 一般職大卒程度 （旧Ⅱ種）相当	地方公務員大卒程度 （都道府県・ 政令指定都市に限る）
課 長 級	17 年以上	25 年以上	
課 長 補 佐 級	8 年以上	15 年以上	
主 査 級	4 年以上	10 年以上	
主 任 級 主事・技師級	1 年以上		

「国、都道府県又は政令指定都市における職務経験」は、大学卒業程度以上の採用試験に合格し、国家公務員又は地方公務員の正規職員として 1 年以上継続して就業した期間が該当します。

職務経験が複数の場合は通算することができます。

※ 「大学卒業程度以上の採用試験」とは、以下の試験を指します。

・ 国家公務員総合職（旧Ⅰ種）相当

国家公務員採用総合職試験（旧Ⅰ種）、経験者採用試験（係長級（事務））、各府省庁で独自に実施する選考採用（総合職相当）、裁判所職員採用総合職試験、衆議院事務局職員採用総合職試験 等

・ 国家公務員一般職（大卒程度）（旧Ⅱ種）相当

国家公務員採用一般職試験（旧Ⅱ種）、皇宮護衛官採用試験、法務省専門職員（人間科学）採用試験、財務専門官採用試験、国税専門官採用試験、食品衛生監視員採用試験、労働基準監督官採用試験、航空管制官採用試験、海上保安官採用試験、観光庁経験者採用試験（係長級（事務））、外務省専門職員採用試験、防衛省専門職員採用試験、自衛隊一般幹部候補生採用試験（防衛大学校入試は含まれません。）、各府省庁で独自に実施する選考採用（大卒一般職相当）、裁判所職員採用一般職試験、衆議院事務局職員採用一般職試験 等

・ 都道府県又は政令指定都市における大卒程度採用試験

※ 「正規職員」とは、期限の定めのないフルタイム勤務の職員を指します。臨時的任用職員や任期付職員等の期限の定めのある職員及び非常勤職員等のフルタイム勤務ではない職員は含みません。

※ 在職期間の考え方は次のとおりです。

○就職した日（起算日）の翌月同日の「前日」をもって「1 か月」と数える。

※翌月同日にあたる日が存在しない（6 月 31 日、2 月 30 日など）場合は、その翌日

（例 1） 3 月 1 日に就職

3 月 31 日（4 月 1 日の前日）で 1 か月

8 月 31 日（9 月 1 日の前日）で 6 か月

翌年 2 月 28 日（3 月 1 日の前日）で 1 年（うるう年の場合は 2 月 29 日で 1 年）

（例 2） 3 月 16 日に就職

4 月 15 日（4 月 16 日の前日）で 1 か月

9 月 15 日（9 月 16 日の前日）で 6 か月

翌年 3 月 15 日（3 月 16 日の前日）で 1 年

（例 3） 5 月 31 日に就職

6 月 30 日（6 月 31 日が無いので、その翌日である 7 月 1 日の前日）で 1 か月

11 月 30 日（11 月 31 日が無いので、その翌日である 12 月 1 日の前日）で 6 か月

翌年 5 月 30 日（5 月 31 日の前日）で 1 年

※ 最終合格後、職務経験等の確認のため職歴証明書を提出していただきます。受験資格を満たさないことが判明した場合や申込内容に虚偽があった場合は、採用される資格を失うことがあります。

P 6～8 の Q & A を必ず確認してください。

(3) 資格・免許等

次の技術職種については、下記の資格・免許等が必要です。

技術職種	資格・免許等
司 書	図書館法第5条第1項各号のいずれかに該当する司書の資格を有する人
心 理	学校教育法による大学（短期大学及び専門職大学の前期課程を含む。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業若しくは修了した人又はこれと同等の資格があると愛知県人事委員会が認める人
社会福祉	次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学（短期大学及び専門職大学の前期課程を含む。）において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程*を修めて卒業若しくは修了した人又はこれと同等の資格があると愛知県人事委員会が認める人 イ 児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する児童福祉司の任用資格を有する人
薬 剤 師	薬剤師法の規定による薬剤師免許を有する人
建 築	建築士法の規定による一級建築士試験に合格している人
獣 医 師	獣医師法の規定による獣医師免許を有する人
保 健 師	保健師助産師看護師法の規定による保健師免許を有する人
精神保健福祉士	精神保健福祉士法の規定による精神保健福祉士資格を有する人

※ 心理の資格・免許等欄にある「これと同等の資格があると愛知県人事委員会が認める人」には、公認心理師法に規定する公認心理師となる資格を有する人を含みます。

※ 社会福祉の資格・免許等欄にある「これらに相当する課程*」には、社会福祉学部の各学科、人間関係学科、児童学科等のように、心理学・教育学・社会学を総合的に履修している学科を含みます。
なお、単に「心理学概論」や「社会学概論」などの単位を履修して卒業した場合などは含みません。

(4) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容です。）

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

イ 1999（平成11）年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

ウ 現に愛知県職員定数条例に規定する職員（任期付職員を除く。）である人

3 選考の方法

区 分	選考科目	配点	内 容
第1次選考 (予備選考)	経歴・PR書審査	30 点	経歴書及びPR書の内容による審査を行います。
第2次選考 (本選考)	口述考査	70 点	主として職務経験及び人物について、個別面接（1回）による考査を行います。

4 選考の日程

応募／受付期間	2025（令和7）年6月24日(火)から8月21日(木)まで
第1次選考 合格発表日	9月19日(金)頃
第2次選考	9月27日(土)又は9月28日(日)で指定する1日に名古屋市内で行います。
最終合格発表日	10月9日(木)頃
採 用	12月以後、随時（選考合格後に条件が整い次第、順次採用します。）

- 〔注〕 1 合格発表は愛知県職員採用情報 Web ページで発表日の午前9時15分頃から確認できます。
 なお、可否について電話による照会には応じておりません。
- 2 第2次選考の案内は、第1次選考合格発表のとき、愛知県職員採用情報 Web ページに掲載します。
- 3 最終合格者には最終合格通知書を郵送します（第1次選考合格発表時には、合格通知書を郵送しません）。

5 給与

初任給（給料及び地域手当）は2025（令和7）年4月1日現在で算定すると、下記のとおりです。
 また、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。

課長級	大学卒 47 歳 職務経験25年	約 434,600 円
	大学卒 39 歳 職務経験17年	約 401,700 円
課長補佐級	大学卒 37 歳 職務経験15年	約 372,000 円
	大学卒 30 歳 職務経験 8 年	約 356,800 円
主査級	大学卒 32 歳 職務経験10年	約 331,900 円
	大学卒 26 歳 職務経験 4 年	約 331,900 円
主事・技師級	大学卒 23 歳 職務経験 1 年	約 255,500 円

- 〔注〕 1 大学卒業後の職務経験年数別の初任給例であり、実際の初任給は、本人の学歴・
 職歴により個別に算定されます。
- 2 61歳に達する年度以後、給料及び諸手当の一部は、7割水準となります。

6 日本国籍を有しない人の採用後の配置等

- (1) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に配置されます。
- ア 公権力の行使に該当する事務
- (ア) 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に基づく許可、認可、免許、承認、認定、決定又は登録に関する事務〔学校法人の設立認可、農地転用の許可、建物の建築確認等〕
- (イ) 法令に基づく命令、取消し、制限、停止、報告の徴収、立入検査又は取締りに関する事務〔有害広告物撤去命令、農薬販売業者への立入検査等〕
- (ウ) 審査請求その他の不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務
- (エ) 県税の賦課、徴収又は滞納処分に関する事務
- (オ) (ア)から(エ)までのほか、法令に基づき県民等の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為に関する事務
- イ 公の意思の形成への参画に携わる職
- 本庁の課長以上の職、地方機関の長など県行政の企画、立案及び決定に参画する職
- (2) 日本国籍を有しない人は、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

7 受験手続

電子メールにより申し込んでください。

申込方法	様式（経歴書及びPR書）を愛知県職員採用情報 Web ページからダウンロードし、必要事項を入力の上、受付期間内に以下の申込先メールアドレス宛に提出してください。 なお、提出するメールの件名、本文は以下のとおりとしてください。 件名： 国家公務員総合職等行政実務経験者を対象とした愛知県職員採用選考申込み（氏名） 本文： 氏名（フリガナ） 選考区分（事務／技術（〇〇））※技術の場合は希望する職種も入力してください。 職級（課長級／課長補佐級／主査級／主任級、主事・技師級を選択） 【申込先】 愛知県人事委員会事務局職員課 jinji@pref.aichi.lg.jp 【様式】 愛知県職員採用情報 Web ページ https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/
受付期間	2025（令和7）年6月24日（火）から8月21日（木）まで

- ※ 郵送・直接持参による申込みは一切受け付けておりません。
- ※ ファイルの形式は変換せずに提出してください（PDF形式等に変換しないでください）。
- ※ 提出後の追加、内容変更、差し替えはできません。
- ※ 申込内容の確認の過程で、当方から経歴書等の補正を指示することがあります。

8 個人情報の管理

- (1) 選考のために取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に管理します。
- (2) 合格者の氏名や連絡先など、選考の実施又は採用手続に必要と認められる情報については、個人情報の保護に十分留意した上で、各任命権者に提供します。

9 その他

- (1) 必要に応じて、受験資格の有無及び申込内容について、証明書等で確認します。
なお、選考の実施中において、受験資格のないことが判明した場合は、失格となります。
- (2) 申込内容に虚偽又は不正があった場合は、採用される資格を失うことがあります。
- (3) 台風などの自然災害等により、やむを得ず選考日程等を変更することがあります。
その場合は愛知県職員採用情報 Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>) に、当日の午前7時までにお知らせします。

《参考》国家公務員総合職等行政実務経験者を対象とした愛知県職員採用選考に関するQ & A

【受験資格に関すること】

Q 1. 「2025（令和7）年3月31日現在で国、都道府県又は政令指定都市における一定の職務経験を有する」ことについて、どのような場合に職務経験として通算できるのですか。

A 1. 職務経験として通算できるのは、国家公務員総合職（旧Ⅰ種）試験相当、国家公務員一般職（旧Ⅱ種）試験相当、地方公務員大卒程度試験の各試験に合格し、国、都道府県、政令指定都市の正規職員として、1年以上継続して就業した期間に限ります。

※ 正規職員（職務経験として通算できる）・・・期限の定めのないフルタイム勤務の職員
その他職員（職務経験として通算できない）・・・正規職員以外の勤務形態（臨時的任用職員、任期付職員、一般職非常勤職員等）

（例1）〇〇省で国家公務員総合職（旧Ⅰ種）の正規職員として3年、△△県で大卒試験の正規職員として12年就業した。

⇒〇〇省・△△県ともに、それぞれ正規職員で1年以上継続した在职期間であるため、職務経験として通算できます。ただし、試験の内容が国家公務員総合職（旧Ⅰ種）と地方公務員であり、受験資格上の区分が異なるため、合算することはできません。

〇〇省の職務経験3年では、主任級、主事・技師級1年以上の受験資格を満たし、△△県の職務経験12年で主査級10年以上の受験資格を満たします。

（例2）□□省で国家公務員一般職（旧Ⅱ種）の正規職員として3年、△△県で大卒試験の正規職員として12年就業した。

⇒□□省・△△県ともに、それぞれ正規職員で1年以上継続した在职期間であるため、職務経験として通算できます。また、試験の内容が国家公務員一般職（旧Ⅱ種）と地方公務員であり、受験資格上の区分も同じであるため、合算することができます。

□□省・△△県の職務経験合計15年で課長補佐級15年以上の受験資格を満たします。

（例3）□□省で国家公務員一般職（旧Ⅱ種）の正規職員として3年、△△県で大卒試験の正規職員として12年、××市（政令指定都市）で非常勤として3年就業した。

⇒□□省・△△県ともに、それぞれ正規職員で1年以上継続した在职期間であるため、職務経験として通算できます。また、試験の内容が国家公務員一般職（旧Ⅱ種）と地方公務員であり、受験資格上の区分も同じであるため、合算することができます。××市については、非常勤であるため通算できません。

□□省・△△県の職務経験合計15年で課長補佐級15年以上の受験資格を満たします。

（例4）□□省で国家公務員一般職（旧Ⅱ種）の正規職員として3年、△△県で大卒試験の正規職員として12年、××市（政令指定都市）で高卒試験の正規職員として3年就業した。

⇒□□省・△△県ともに、それぞれ正規職員で1年以上継続した在职期間であるため、職務経験として通算できます。また、試験の内容が国家公務員一般職（旧Ⅱ種）と地方公務員であり、受験資格上の区分も同じであるため、合算することができます。××市については、高卒試験であるため通算できません。

□□省・△△県の職務経験合計15年で課長補佐級15年以上の受験資格を満たします。

（例5）□□省で国家公務員一般職（旧Ⅱ種）の正規職員として10か月、△△県で大卒試験の正規職員として12年就業した。

⇒□□省については、在职期間が1年未満であるため、正規職員であっても通算できません。△△県については、正規職員で1年以上継続した在职期間であるため、職務経験として通算できます。

△△県の職務経験12年で主査級10年以上の受験資格を満たします。

Q 2. 職務経験には、産休や育児休業の期間を含めることができますか。

A 2. 通算できる職務経験期間中に取得した産休又は育児休業の期間は含めることができます。

Q 3. 採用された団体（国、都道府県、政令指定都市）から別の団体（都道府県、市町村、外郭団体、民間企業等）へ退職派遣又は出向していた期間は通算することができますか。

A 3. 退職派遣又は出向していた期間は、採用された団体に在籍したものとして通算することができます。

Q 4. 採用された団体が特殊法人や株式会社等に移行し、国家公務員又は地方公務員でなくなった場合、それ以降に就業した期間は通算することができますか。

A 4. 大学卒業程度以上の採用試験に合格し、国家公務員又は地方公務員の正規職員として採用された後に、当該採用された団体が特殊法人や株式会社等に移行したため、国家公務員又は地方公務員でなくなった場合であって、引き続き移行後の団体において同様の職務内容に従事している場合に限り、通算することができます。

Q 5. 大学卒業程度未満の採用試験に合格し、国家公務員又は地方公務員の正規職員として採用された後に、当該団体内部の転任試験（大学卒業程度以上）に合格した場合、それ以後に就業した期間は通算することができますか。

A 5. 大学卒業程度以上の採用試験に合格したものとみなし、それ以降に就業した期間は通算することができます。経歴書の「合格している国、都道府県・政令指定都市の採用試験」欄には、転任試験名及び試験の程度を記入してください。

Q 6. 受験資格のない「現に愛知県職員定数条例に規定する職員である人（任期付職員を除く。）」に該当するのは、どのような人ですか。

A 6. 愛知県の職員、警察職員、警察官、教員※、学校事務職員※、学校栄養職員※である人をいいます。申込日現在これら職員である方は、他の受験資格を満たしていても受験することはできません。ただし、任期付職員の方については、他の受験資格を満たしていれば、受験することができます。

また、申込日現在 愛知県の臨時的任用職員及び非常勤職員である方については、他の受験資格を満たしていれば受験することができます。

(注) A 6 の※印には、愛知県内の市町村立の小・中・特別支援学校等の職員を含みます。ただし、このうち名古屋市立については、2017（平成 29）年 4 月から愛知県職員定数条例に規定する職員ではなくなりましたので、現に当該職員であっても、他の受験資格を満たしていれば受験することができます。

【その他】

Q 1. 採用された場合の初任給がいくらになるか教えてください。

A 1. 初任給額は採用確定後に任命権者において個別に算定されますので、具体的な事例ごとの照会にはお答えできません。

なお、初任給の一例は P 4 にあるので、参考にしてください。

Q 2. 退職手当は通算することができますか。

A 2. 国、都道府県又は政令指定都市から、1 日も間を置かずに引き続き採用された場合は、本県において通算することはできます。

Q 3. 民間企業等職務経験者を対象とした愛知県職員採用候補者試験と両方受験することはできますか。

A 3. 職務経験年数等の受験資格を満たす場合は、両方受験することができます。

民間企業等職務経験者を対象とした愛知県職員採用候補者試験は、民間企業等で培った経験や柔軟な発想により、即戦力として愛知県の組織の活性化に貢献できる人材を採用することを目的とした採用試験（大学卒業程度）です。採用は、経歴の内容を問わず、役職者としてではなく、「主事、技師」又は「主任」として採用されます。

これに対して、国家公務員総合職等行政実務経験者を対象とした愛知県職員採用選考は、公務員としての経歴に応じて役職者として採用される選考区分があります。

Q 4. 採用の時期が「随時」とありますが、いつ採用されますか。

A 4. 最終合格後、採用希望年月日等について、意向を伺います。その後、条件等のマッチングを行い、所定の手続きを経た上で順次採用となりますので、状況さえ整えば、2026（令和8）年4月1日を待たずに働き始めることが可能です。

なお、希望に応じて採用日を2026（令和8）年4月1日とすることも可能です。

《問合せ先》

愛知県人事委員会事務局 職員課 総務・任用グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電 話 052-954-6822（ダイヤルイン）
E-Mail jinji@pref.aichi.lg.jp
URL <https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>

